

法律学におけるタバコ規制の意義と可能性

マーク・A・レヴィン
伊川正樹(訳)

訳者はしがき

本学部とハワイ大学ロースクールとの交流協定に基づき、毎年、同校から教員を招聘して特別講演ならびに特別講義を実施している。その成果は、これまで本誌上において、デービッド・L・キャリーズ、伊川正樹(訳)「アメリカ法およびアメリカ財産法の概要」(56巻4号190頁)、および名城大学・ハワイ大学 交流協定締結10周年記念シンポジウム「初学者に対する法学教育——法曹養成と一般教養としての法律学——」(57巻4号232頁)として公表している。

平成19年度は、マーク・レヴィン(Mark A. Levin)准教授を招聘し、6月23日(土)午後1時10分から4時20分まで、特別講演(於 名城大学天白キャンパス共通講義棟北N104教室)、および6月26日(火)午前10時50分から午後12時20分まで、特別講義(「外国法1」(講義担当者、伊川)内、於 同N107教室、テーマ「日本における人種、文化と法」)をそれぞれ実施した。いずれも伊川がコーディネーターを務めたが、通訳を介さずに、レヴィン准教授が自ら日本語で講演ならびに講義をされた。本稿は、このうち特別講演の内容とそれに引き続いて行われた質疑応答を、伊川の監修により紙上に再現するものである。

レヴィン准教授は、ワシントン大学ロースクール(School of Law, The University of Washington)にて、アメリカにおける日本法研究の大家であるジョン・ヘイリー(John O. Haley)教授およびダニエル・フット(Daniel H. Foote)

教授に師事し、1990年に同校にて日本法専攻の修士号を取得された。その後、1994年から1996年の間、北海道大学法学部において助教授として比較法をご担当された後、1997年1月よりハワイ大学ロースクール准教授として、日本法および商法(Sales)をご担当なさっている。

同准教授は、アメリカでも有数の日本法研究者として活躍されており、特にタバコ問題とアイヌを中心とした少数者の人権問題に取り組まれている。また、同准教授は単なる研究者ではなく、それを自ら実践する活動家としての顔も持ち合わせていることを付け加えておきたい。

主要業績として、マーク・レヴィン/常本照樹訳「次世代のための法学教育 アメリカ法の視点から」長谷川晃編『市民的秩序のゆくえ(北海道大学法学部ライブラリー4)』144頁(北海道大学図書刊行会、1999年)がわが国でも紹介されている。また、タバコに関する論稿としては、"Smoke Around the Rising Sun: An American Look at Tobacco Regulation in Japan," 8 Stanford Law and Policy Review 99 (1997) や、"Tobacco Industrial Policy and Tobacco Control Policy in Japan," in Tobacco Free * Japan: Recommendations for Tobacco Control Policy, 2004, re-published in Asian-Pacific Policy Journal, Vol. 6, No. 1, 2005 などがある。また、人種問題に関するものとして、マーク・レヴィン、尾崎一郎(翻訳)「批判的人種理論と日本法——和人の人種的特権について——」法律時報80巻2号80頁(2008年)がある。今回、本学において行われた特別講義もほぼこの内容に準拠して行われた。併せてご参照いただきたい。

本稿で紹介する講演内容は、レヴィン准教授のライフワークとも呼ぶべきタバコ問題における法律学との関連性と重要性について触れたものである。わが国において法律問題として取り上げられることが数少ないこのテーマについて、独自の視点から鋭い指摘を投ずるものであり、示唆に富むものと思われる。

なお、本特別講演の開催に関して、名城大学法学会および法学部懇談会より援助を受けた。併せて感謝申し上げる。

はじめに

私がこれまで研究してきたことは、おそらくみなさんにとってなじみの薄いトピックではないかと思います。私がお話するのは、ロースクールの研究および教育におけるタバコ規制という問題です。みなさんはタバコが何かということをご存じでしょうが、タバコ規制という言葉自体、なじみが少ないと思います。

初めに、私自身のこととどのようにして私がこの分野を研究することになったかをお話したいと思います。それからこの問題に戻り、なぜアメリカの法律学ではタバコ規制という問題が展開され、なぜ日本のロースクールではそのようになっていないかという謎に迫りたいと思います。最後に、法学教育におけるタバコの位置づけについて述べたいと思います。

私が日本のタバコ政策について研究を始めたのは、1994年のことでした。それまで私はこの問題について考えたことはなく、正直に申し上げますと、よい研究テーマはないかと探していたときに見つけたトピックでした。1997年にStanford Law and Policy Reviewに、日本におけるタバコとタバコ規制政策の歴史を紹介した論文を書きました。日本ではこの種の論文はそれまでなかったようで、当時の厚生省が私のこの論文を翻訳して内部資料として使っていたということを知りました。

タバコ、タバコ業界、政府の運用を知るにつけ、私は、タバコがもたらすものが不正義であるとの認識をもつようになりました。人々が死んでいく一方で、政府や業界は自分たちが行っている事業が人々を死に至らしめていることを明確に認識していたのです。しかし、タバコは一般に広く普及していたので、これを不正義どころか、問題と呼ぶことすら認識されていなかったのです。水俣病やカネミ油症事件のような有名な産業汚染の事例とは異なり、タバコが関連する死に対しては、メディアも裁判所もほとんど注意を払っていませんでした。

それ以降、私は研究対象の一つとしてこの分野を扱ってきました。私は、日本に関するWHOの活動を支援してきましたし、3年前に国際的な研究チームによってまとめられた『タバコのない日本：タバコ規制政策に関する提言』(Tobacco Free * Japan: Recommendations for Tobacco Control Policy) という本に、唯一の法律

学者として寄稿しました。

私が北海道大学で研究を始めた 1994 年 6 月、私の研究に対して周囲は奇異のまなざしを向けました。同僚から「それって公法なの？私法なの？」「行政法？それとも民法？労働法？環境法？」などと尋ねられましたが、扱う領域がそれらのすべてに関連していたので、よい答えが見つかりませんでした。「それら全部」という答えでは納得してもらえそうにありませんでした。

それ以来 13 年間、ずっとタバコに関する問題を見続けています。この間、この問題を扱うアメリカの法律学者とは複数知り合いましたが、日本の学者には会ったことがありません。アメリカと日本では、法律学におけるタバコに対する関心の度合いが大きく異なっています。

例えば、アメリカにおけるタバコ規制の問題について論文を書くときに参考している文献目録のウェブ・データベースでは、400 を超える論文を見つけることができます。私の研究室の本棚には、英語で書かれたタバコ規制に関する法と政策について書かれた主要なテキストが 6 冊あります。そして、(ざっとした印象ですが)私のようにタバコ規制を主な研究対象としているアメリカの法律学者は約 10 人います¹。4 つのロースクールでは、タバコ規制法律協会として、タバコ規制に関する包括的な研究プログラムを実施しています。

日本ではどうでしょうか。私の知る限り、タバコに関する問題について書かれた法律論文は 10 本もありません。日本の法律学者がタバコについて書いた本で私の研究室にあるものは、小さなペーパーバックのものしかありませんが、この本も大半はアメリカのタバコ規制について書かれたものです。また、ごくわずかな日本の法律学者がタバコ規制の研究に取り組んでいるものの、私の知る限り、日本で主な研究対象としてこの問題を扱っている人は一人もいません。

なぜこのような違いがあるのでしょうか。社会的に問題が小さいということはありえません。実際、この数十年の日本のタバコ消費量の多さにより、日本におけるタバコに関する公衆衛生の問題はアメリカよりも大きくなっているのです。おそらく、この違いは、両国の法学教育と法の伝統の違いに由来しているでしょう。アメ

1 彼らは、経済学、公衆衛生学、政治学など多数の研究者と共同研究を行っている。

リカ法律学はコモンローの伝統に根ざしています。われわれの学術的な文化は、学問的な関心の境界線があまりありません。これに対して、大陸法の伝統を受け継ぐ日本法の場合、学問領域は大きな問題です。民事訴訟法と不法行為法といったかなり分野の異なる科目を同一の教員が教えることがアメリカではよくあるということは、日本では想像しづらいでしょう(例えば、私は比較法を教えています、法社会学的な科目に加え、国際取引法、商法、さらにリーガル・ライティングも担当しています)。先ほど述べましたように、日本の法律学者にとっては、学問領域が問題となります。

日本のみなさんが、アメリカの法律学が「雑然としている」と考えるのは決して悪いことではありません。でも、このことが、日本の法律学者がほとんどタバコについて考えないことの原因だとすれば(この点は、後で質疑応答の中でみなさんのご意見を伺いたいと思います)、タバコ規制に対する関心の薄さが問題であると思います。つまり、日本の法律学者が日本におけるタバコ規制について関心をもちないことは、多くの生命を救い、正義を創造し、法学教育を向上させるという点において大きな違いとなりうる、重要な学問に対する障害となってきたからです。

そこで、本日は、みなさんにタバコとタバコ規制について少しお話をし、タバコ規制が日本における研究と教育にどのように適合するのか、またなぜそれが重要なのかということについて述べたいと思います。

タバコ

よく知られているように、タバコはアメリカ先住民族によって聖なる薬草として使われており、そのことは、探検家コロンブスがスペインから初めて航海した際に、初めてアメリカ大陸以外に伝えられました。コロンブス以前の時代には、タバコは、現在のブラジルからアメリカとカナダの国境線あたりの範囲に広がっていました。コロンブスとその一団は、上陸後わずか 1 週間で、先住民族がタバコを使用することを禁止しました。

コロンブスの帰国後 100 年弱ののち、ポルトガルの商人が日本へタバコを持ち込みました。タバコ栽培は直ちに国中に広がりました。ただ、注意してほしいのは、当時のタバコは現在われわれが知っているタバコとはずいぶん違うものだったと

ということです。生産性の低い製品から、大量の化学薬品と添加物を混ぜて高度に改良されたのが、シガレット（紙巻タバコ）です。フィルターを除けば、2007年現在の標準的なタバコには、70%しかタバコの葉が含まれていません。それ以外の材料は、葉っぱに似た小枝や茎、その他、ニコチンをより強力にするためのアンモニアや、子どもが喜ぶような味にするための甘味料など、約600もの材料が含まれています。

つまり、タバコは何百年あるいは何千年も前から使用されていたのです。大量生産された製品、つまりシガレットは新顔です。そしてシガレットは、少なくともアメリカでは、この数十年のうちにずいぶん成分がきつくなりました。タバコはすべて害をもっていますが、シガレットはタバコ業界最大の大量破壊兵器です。

タバコは何をもたらすのでしょうか。それは、中毒を引き起こし、体を衰えさせ、そして死に至らしめます。日本では毎年、タバコが原因で11万人の人が亡くなっています。それはお年寄りではありません。約40%が65歳未満で亡くなっています。これはとても大きな損失です。1950年から2000年の間に、約250万人の日本人が早すぎる死を遂げています。そのうち約100万人が中年で、あと10年、20年あるいは30年、良き人生を送ることができたであろう人たちです。どのくらいの人が250万人もの早すぎる死を悲しんでいるのでしょうか。今日、どのくらいの人が親や祖父母を予想以上に早く亡くしているのでしょうか。

世界では、タバコによって死亡する人は毎年約400万人となっています。その約半数が先進国ですが、2025年までに、毎年約1000万人がタバコが原因で死亡すると推測されており、その約70%が開発途上国とされています。

つまり、別の見方をすれば、20世紀中には1億人がタバコが原因で死亡し、21世紀にはその数は10億人になるだろうと予測されています。

さて、日本ではこれほど多くの人々がタバコが原因で死亡しているのですが、そのことをメディアはどの程度報道しているのでしょうか。われわれが通常目にするのは、殺人、自殺、交通事故、中毒、飛行機事故、火事、列車事故、洪水、嵐、勤務上の事故、自然災害、家庭内の事件、その他の事故などです。どれが一番危険なのでしょう。実は、タバコによる死亡はこれらすべてを合わせた数よりも多いのです。

タバコ産業

時間の都合で、タバコ業界についてお話しするのは省略したいと思います。ただし、タバコ産業は「世界にまたがる最も強力な多国籍企業」であり、世界的なシェアの約40%を3つの巨大企業が支配しているということだけは、みなさんに認識しておいてほしいと思います。その三大巨大企業とは、アメリカのフィリップ・モリス、日本のJT、そしてイギリスのブリティッシュ・アメリカン・タバコです。JTは日本政府が株式の半分を保有しており、国の完全な支配下に置かれています。

タバコ規制法

それでは、タバコ規制法とはどのようなもので、それは法律の学習や研究とどのように適合するのでしょうか。

まず、それはあらゆる分野に適合しうると言えます。タバコ規制政策は、議会の制定する地方自治体の条例や国の法律、行政庁が定める規則、裁判所が下す判決、また国際法における世界的な条約にも現れています。タバコ規制枠組条約は、日本を含む148カ国が批准しています²。ただし、アメリカは批准していません³。

ただ、ここで視点を変えてみましょう。通常の法学部やロースクールのカリキュラムにある内容で先生方が教えられている科目を考えてみましょう。

初めに、タバコ規制が民法に関連していることは明らかです。タバコ製品の販売は、契約上、製品の品質保証に反しているために不法行為であり、製造物責任法に反していると考えられています。人々はタバコ会社によって販売された製品によって被害を受け、その損害の回復を求めて訴訟を起こしています。

次に、タバコ規制が環境法を含む行政法に関連していることも明らかです。わが

2 本講演が行われた2006年6月時点での加盟国は148カ国であったが、本稿編集時の2008年10月現在では、160カ国がこの条約に加盟している。

3 2008年10月現在で、世界で人口の多い25カ国のうち非加盟国は、アメリカ、インドネシア、エチオピアの3カ国のみである。すなわち、世界の人口の85.3%が同条約の加盟国の国民であることを意味している。

国の政府はたびたび喫煙⁴や吸殻、どこでどのような方法でタバコを売ってよいか、またその宣伝のしかた、さらにはタバコに対する税率の設定など、さまざまな規制を行っています。

タバコは労働法の問題としても考えることができます。特に日本では、被用者（労働者）が雇用者に対して安全で良好な労働環境を求める訴訟が数多く提起されています。私は名古屋に来ることができてうれしく思っています。といいますが、条例によりタクシー全車両の車内禁煙を義務づけることにより、運転手を保護している日本で最初の都市だからです。数年前から施行されているハワイの大気浄化法を含めて、アメリカにおけるほとんどの大気浄化法は、職場でタバコの煙にさらされることにより、不快または危険となる場合に、その場を離れる自由のない労働者を保護することを目的として制定されています（また、忘れてはいけないのは、バーや喫茶店も、ある人々にとっては、オフィスや工場と同様に職場であるということです。バーやレストラン、クラブでの喫煙を禁止した法律は、労働者の清潔かつ安全な労働環境を受ける権利を保障したものです）。

タバコ規制は民事訴訟法の問題でもあります。少なくともアメリカでは、証拠開示手続（discovery）、集団訴訟の裁判手続（class action determinations）、訴訟における内部告発者の保護（whistle protection in litigation）など、莫大な数の規則が、タバコ規制に由来して制定されています。アメリカでは、個人、州・連邦政府がタバコ業界を相手取って訴訟を提起してきた長い歴史があります。正直申し上げまして、これまでの日米間のタバコ訴訟の結論の違いは、民事訴訟法におけるこの問題へのアプローチの違いに理由があると思っています。アメリカの裁判官または陪審員は、かつては業界の内部秘密とされていた情報が証拠開示手続で明らかにされて初めて、タバコ産業の責任を認め始めたのです。でも、日本ではJTや財務省以外の人は、どのような内部ファイルがあるかいまだに知りません。

4 日本でも、劇場、エレベーターなどでは喫煙が禁止されており、健康増進法 25 条により喫煙を規制することが求められている。私は、日本でも遅くとも 10 年後には、禁煙法という法律ができるのではないかと考えている。

また、今日ではかなり明確になっているように、タバコ規制は国際公法の問題でもあります。タバコ規制枠組条約（The Framework Convention on Tobacco Control）は国連の歴史の中でも最も早く採択された国際条約です。2003 年に定められてから、この条約は日本では 2004 年 3 月 9 日に署名、同年 6 月 8 日に批准され、2005 年 2 月 27 日に発効しています。現在、世界 148 カ国⁵がこの条約の対象国となっていますが、すでに述べたように、残念ながら私の母国はこれに加盟していません。この条約により、日本は次のような内容に合意しました。たとえば、タバコに関するすべての宣伝広告、促進、資金援助を禁止すること、タバコのパッケージに大きく健康上の注意を入れること、非喫煙者を副流煙から保護するための措置を実施すること、未成年者および成人の喫煙を減らすべくタバコ製品の価格を上昇させること、タバコの密輸に対応すること、タバコ製品の原材料を規制することなどです。

以上述べたことは、タバコ規制が法律学において関連しうるごくわずかな領域にすぎません。もう少し例を挙げてみましょう。

憲法学者は、タバコに関するすべての広告宣伝、促進、資金援助を禁止するという合意内容が、表現の自由に関する憲法上の基準にどのように適合するのかということを示すことができるでしょう。

知的財産法の教授は、条約による義務づけにしたがって、「ライト」とか「マイルド」といった誤解を招きやすい言葉を商品名として使用することを禁止した場合、商標の問題は解決するのかということを考えるかもしれません。

地方自治法の研究者は、都道府県や市町村では喫煙に対してどのような規制を課することができるか、また、国との関係はどうかという問題を追究するでしょう。名古屋市や愛知県は包括的な職場禁煙条例を制定することはできるのでしょうか。

5 2008 年 10 月では 160 カ国が加盟している。前掲注 2 参照。

また同時に、タバコの販売を規制もしくは禁止することは可能なのでしょうか。

家族法の専門家は、親の喫煙は子の監護権 (custody) を決定する際の問題となっているアメリカや諸外国の判例に興味をもつでしょう。

タバコの煙の流出によって、マンションなどの共同住宅で問題が起きる場合には、財産権や共同保有財産管理の問題に関連することになります。

刑法学者は次のような問題関心を抱くでしょう。

日本たばこ産業の役員に対して起訴するよう調査を申し立てた、名古屋の伊藤静男弁護士の事件を思い出す人がいるかもしれません。タバコ産業の役員がその製品と事業の実態を把握していたとしたら、タバコの販売は殺人であるとの伊藤弁護士の主張は正しいのでしょうか。タバコ会社の役員が重要な研究結果を世間に対して隠ぺいしていたとしたら、その会社は刑法上の詐欺を働いていたことになるのでしょうか。

アメリカ連邦政府は最近、事業への組織犯罪等の浸透の取締りに関する法律 (Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act. RICO) に基づき、合衆国内の主要なタバコ会社に対して民事上の責任を認める評決を得ました。裁判所は、50年間にわたり虚偽の共謀を働いたことにより組織的非法活動を働いたとして、タバコ産業の責任を認める判決を下しました。ケスラー判事 (Judge Kessler) は次のように述べています。

「50年以上にもわたり、被告は、喫煙や周囲のタバコの煙 (副流煙) が健康を破壊する影響があることについて、熱心に『新たな喫煙者 (replacement smokers)』として探求した喫煙者や若者を含むアメリカ市民一般に対し、虚偽ないし不正確な情報を与え、欺いてきたのである。」

最後に、タバコが関係するケースは、ロイヤリング、専門家責任 (法曹倫理)、また正義の概念を理解することと重大に結びついています。たとえば、かつては内部秘密だったタバコ業界の内部文書が見つかった際、ケスラー判事は、タバコ

事案にかかわった弁護士は、証拠を隠ぺいし、文書を破棄し、訴訟における弁護士と依頼人の特権を濫用することにより、タバコ業界を援助したと述べています。同判事は次のようにも述べています。「本件弁護士は、あらゆる場面で、当該企業の創造、永続およびその詐欺計画の実行にとって重大に中心的な役割を果たしており」、それは「尊敬すべき勇敢な専門家の歴史に、悲しく不穏な汚点を残すものである。」

これらのことからどのようなことが言えるのでしょうか。私が述べたいのは、タバコ規制に関する法律学の研究は重要であるにもかかわらず、日本では未開拓の分野であるという点です。法律学者が生命を救い、正義を創造し、法学教育の質を向上させるという目的のために、時間とエネルギーを割く機会は十分にあります。

タバコ規制が生命を救うことができるというのは明らかでしょう。先ほど 2000年度の日本でのタバコによる死亡者数と、21世紀中に世界中でタバコが原因で死亡する数の見込みを示しました。私が引用した文献の中心的な著者であるリチャード・ピト卿 (Sir Richard Peto) が、昨年夏ワシントン DC で、その業績に対して表彰を受けた際にお話をお聞きしたところ、彼の意見は衝撃的であると同時に説得力のあるものでした。ピト卿は、現在の予測数値から、21世紀には10億人も早すぎる死がタバコによりもたらされるとの予測が可能であると述べています。しかし、彼はまた、「われわれがこの問題について心を一つにして対応すれば、数億ものそうした死を回避することができるだろう」とも述べています。

タバコ規制が正義に関係することはあまり明確ではないかもしれませんが、でもこの問題が、法学者の興味を引く他の問題と同様に、正義に関係することは確かです。民間企業、しかも日本政府が完全に支配している会社の製品が原因で、年間10万人以上が日本国内で亡くなっている一方で、積極的な販売促進に数十億円もの支出がされているのです。そのような死者以外にも、数百万人もの人々がニコチン中毒により健康と生活を脅かされているのです。

喫煙が、喫煙者のいる家庭や職場、また国民の健康管理・社会サービスに対する支出に与える経済的な影響は甚大なものがあります。そして多くの場合、社会的・経済的に弱い立場の人々は喫煙割合が高いものの、彼らは被った損失を補うのに十

分な所得や富をもっていないのです。しかし、政治的に力の強いタバコ業界が、その活動に対する責任を回避するために、政治家や政府または裁判所をうまく操っているのです。

最後に、日本でも相当数の人々が、レストランやバー、クラブなどの職場で働いており、生計を立てるために毎日何時間にもわたってタバコの煙の害にさらされなければならないという事実があることを指摘しておきたいと思います。私たちは炭鉱労働者を危険な職場環境から保護してきましたが、なぜ居酒屋で働く若い店員を肺がんになる危険性を高めるような空気から守らないのでしょうか。

また、タバコ規制は、法曹を目指す者に不正と闘う教員の姿を見せることにより、法学教育を向上させることにつながります。喫煙を語るることについて、教育学理論の有名な論者であるパウロ・フレイレ (Paulo Freire) は、英語で書かれた彼の最後の著作の中で次のように述べています。

「別の基本的な要素がある。それは、感情的なものである。... (タバコがいかに有害であるかを理解することにより、) 私は現在では...正当な怒りの感情を抱いている。さらに、こうした怒りの感情を抱くことは、この世にもう少し長生きができることを意味するので、怒ることができるという喜びの感情をもっている。不正や不実、愛の否定、搾取、暴力に対して適切な怒りを表現する権利を認めないような教育は、こうした感情の表現に内在する教育の役割を見誤ることになるのである。」(傍点、講演者)

今月の初め、私の興味を引く見出しの付けられた2つの記事をジャパン・タイムズで見つけました。その1つは、「消費者に対する詐欺の損害に対して国の賠償を認める：裁判所」というものと、「新たな消費者団体訴訟が発効」というものです。もし私が日本の法律学者だとしたら、タバコ規制との関連でこの種の訴訟や法律を調べることでしょう。なぜなら、日本政府は、消費者に対して何年にもわたって詐欺を働いてきた不倶戴天の敵ともいべき企業と共謀してきたと私は考えているからです。そしていつの日か、そうした詐欺に対して正義をもたらし、死や病気、またタバコ事業が利益を得ることによりもたらされる貧困を減らすのに資するような

消費者団体訴訟が現れることを期待しています。

1961年に、ロバート・ケネディ (Robert F. Kennedy) は次のように述べました。「1人を殺せば殺人だが、数百万人を殺せば統計数値となる。」私はこのコメントは今でも真実だと思いますが、なぜわれわれはそれを認めるのか理解できません。

* * *

質疑応答

発言者 (発言順・敬称略・肩書きは当時のもの)

マーク・レヴィン

柳澤 武 (名城大学法学部准教授・労働法)

松本 俊太 (名城大学法学部助教・政治過程論)

名城大学法学部学生 (4人)

木村 裕三 (名城大学法学部教授・刑法)

伊川 正樹 (進行)

レヴィン 今日お越しの皆さんで、ご自身が喫煙者である方、または家族の中に喫煙者がいる方はどのくらいいらっしゃいますか。さらに、家族や知り合いの方でタバコが原因でなくなった方や病気になった方はどのくらいいらっしゃいますか。

この中でそのような方の数は少ないようですが、その理由は、日本のタバコの消費が大量になったのが最近の現象だということがあると思います。戦後間もなくから最近にかけて特に男性のタバコ消費率は80%以上と高かったのですが、日本人全体の所得が少なかったことが理由で喫煙量自体は少なかったのです。タバコの害は喫煙量に比例して発生しますが、日本はアメリカよりも喫煙量が増えた時期は遅かったですし、減るのもアメリカより遅かったのです。アメリカで喫煙量が減少したターニングポイントは1964年でした。

私がスタンフォード大学の紀要に載せた論文に書いたのは次のようなことです。当時の日本の厚生省はタバコを規制しようとしていたのですが、完全に大蔵省につ

ぶされていたようです。1970年頃、当時の厚生大臣が、タバコの取扱いの権限もっているのは大蔵省だと国会で答弁していました。これが日本の問題でしょう。この時期以降、どれぐらいの人がタバコが原因で死亡したことでしょう。

生命に与えるタバコの影響については、法律や政策がもたらす影響が最も重要だと思います。日本ではようやく最近になってタバコ消費量が減ってきました。昨年は激減で、1年間で6%も消費量が減ったとの統計数値が出ています。でも、タバコは体のあらゆる部分に悪影響を及ぼします。たとえば皮膚とか。タバコが消費された後にタバコによる悪影響が出てきます。今日、この会場の中で手が挙がったのは2人でしたが、10年後にはもっと増えていることでしょう。私はアメリカでいつもこの質問をするのですが、だいたい会場の半分ぐらいは手が挙がります。

柳澤 労働法を専攻しております、柳澤と申します。今日は労働法のお話、職場環境のお話を取り上げられていましたので非常に興味を持ちました。なぜ日本の労働現場におけるタバコ規制が遅れたのかについて法律学的なアプローチで説明させていただきたいと思います。

日本でも1999年に伊佐山芳郎弁護士による『現代たばこ戦争』(岩波新書)という本が出まして、労働法学者の間でも関心が高まりました。また2002年には健康増進法が制定されましたが、努力義務でしたので職場における禁煙法としては強制力をもったものではなかったのです。そこで2つのアプローチが可能で、1つは働く者への安全配慮義務としてのアプローチ、つまり安全な職場環境の確保ということです。これは民事訴訟法上の問題ですが、日本で安全配慮義務を根拠にして労働者が訴訟を起こすことはかなり困難であるわけです。ようやく2004年に江戸川区で初めて安全配慮義務として職場における嫌煙権を認めた判決が出されましたが、非常に取り組みが遅れました。それは安全配慮義務に基づく訴訟が困難であるということに原因があります。もう1つは日本の労働法独自の問題ですが、もし使用者が職場における禁煙をワークルールとして設定する場合、いかなる強制力を与えるかという点の議論がまだ尽くされていないということがあります。つまり、最初に労働契約を結んだときには喫煙が可能であったのに、後になって禁煙を強制する根拠がないのですね。強制力を担保する法的根拠がないことが大きな問題となっています。

こうした日本の状況を踏まえて質問させていただきますが、アメリカやハワイで職場禁煙法ができる前に、使用者側の措置として禁煙を強制するという場合にどのような法的な課題が生まれたのかということについて教えていただきたいと思います。

レヴィン 日本の状況のご説明ありがとうございます。先生のお話に付け加えますと、昨年に札幌でも労働の現場での喫煙問題に関する和解がありました。

ハワイでも全く同じ問題があり、私は関係者でした。ハワイでは州レベルあるいは郡レベルで喫煙問題への対応はまちまちでした。オアフ島ではレストランでは禁煙条例ができましたが、州レベルの法律はあいまいでした。私たちはハワイ大学構内での喫煙政策に関する規則を制定しました。そこでは大学内での全面禁煙を目指していましたが、ある特定の労働組合の加入者の反対に遭い、特定の労働者のためだけの喫煙所を作りました。この政策変更は全員のボランティア精神、協力によって行われましたが(アロハスピリッツ)、罰則は必要ありませんでした。むしろ施行以前に適切に情報を提供して、看板を設置して注意を喚起する方法が有効だと思います。そして方法としては、全面禁煙か適切な喫煙所を設けることによって実現できると思います。

最終的にハワイ大学で禁煙の方向に政策を転換できたのは、州の制定法が改正されたことによって、それまで反対をしていた労働組合が反対できなくなったということが大きかったと思います。それ以前は、禁煙を強制することはなく任意の取り組みでした。しかし、この「任意」ということもあいまいでした。例えば、学生寮では寮規則が適用されますので、学生が寮内で喫煙した場合には罰則が適用されていましたし、教員宿舎では室内禁煙となりましたが、賃貸借の条件に入っていますので喫煙した場合には罰則が適用されていました。

しかし、労働者に対してワークルールとして禁煙を採用する場合には、堂々とそれを破られると何も言えなかったと思いますが、うまくこの政策を実施できたので強制はいらなかったと思います。私は喫煙者が必ずしも悪いとは思いません。ほとんどの喫煙者は喫煙環境について理解できますから。

柳澤 ソフトロー的なアプローチをとったということですね。

レヴィン しかし将来的に最も有効になしえるのは法律ですね。私は日本では国レ

ベルでわりと早いうちにこの問題が法制化されると思っています。でも、国レベルと地方レベルでどちらが先にそれをするのかということに関心があります。例えば、神奈川県は情報公開などの面において先進的ですので国よりも早く取り組むのか、それとも国は条約の義務で実施するのか。特に第8条のガイドラインがうまく機能すれば早く進むと思います。あるいは長野県がそれをやるのか。

でも、おかしな法制化はやめてほしいと思っています。私は喫煙の「禁止」はまったくいいアイデアとは思いません。コカインや麻薬と同じようになります。

松本 私は公共政策を教えていますので、そのような観点からまず簡単な質問をしたいと思います。日本においてタバコ規制に関して法律のレベルで立法化されるとしたら主に誰が活動するのかということです。禁煙活動家なのか官庁なのか、有力な議員が中心となるのか、ということです。

レヴィン 誰がやるのかということも議論されています。例えば外圧かどうか。ペンシルヴァニア大学の日本法研究者が日本のタバコ政策の変化はほとんど外圧によるものだと論じていますが、私は、それは日本人の独自性を認めない議論なので失礼だと思っています。私はそれは日本人自身が行ってきたと思っています。外圧は道具的に使われていると思います。例えばアイルランドではバーで禁煙になったから日本でそうしても大丈夫だ、それによってバーの売り上げが上がったから大丈夫だと。

ここで途中ですが、みなさんに私から問題を出したいと思います。日本人の喫煙率は何%でしょう。80%、60%から80%、40%から60%、20%以下。実は22%なんです。この22%というのは子どもも含めての数値です。ですから78%の日本人はタバコを吸いません。非喫煙者はタバコが好きではない。喫煙者でも他人のタバコの煙はあまり好きではない。ですから、禁煙政策は受け入れられやすいのです。反対するのはタバコ産業。アメリカでは飲食店はタバコ産業からお金をもらって反対運動を行ってきました。でも、飲食店がだまされているのです。禁煙にしても売り上げが上がるのが証明されているのです。

日本の国会には禁煙議員連盟があります。この連盟を組織した自民党議員の一人は、その父親が日本医師会の会長でその利益を代弁しています。議員連盟の最初の会合には15人程度が参加するだろうと予想されていたのですが、実際に集まった

のは40人でした。現在90人が登録しています。こういうことからして、日本は外圧によって禁煙政策が推進されているという説は間違っていると思います。もちろん条約の義務もありますが、日本国民の動きが大きいと思います。

次の質問に行く前に、この写真を説明しておきたいと思います。これはタイのタバコのパッケージに表示されている健康に対する警告ですが、写真が掲載されています。こういう写真を載せた最初の国はカナダでしたが、オーストラリア、ニュージーランド、ブラジルもそうです。これからはEUでもそうなります。一番露骨な写真だと思うのはタイとブラジルです。こうした写真による警告を条約で義務付けようとしたのですが、日本、アメリカ、ドイツ各政府はタバコ産業の利益を保護していましたので、写真の添付を義務ではなく、あるのが望ましいという程度にしてしまいました。

それから日本政府が尽力したのが、自動販売機を守るということでした。日本におけるタバコの売り上げの半分は自動販売機だということもありますが、自動販売機は広告・宣伝の役割が大きいので、日本のタバコ産業にとって非常に大事なのです。

学生1 飲食店での禁煙は従業員の健康を守るという面も重要ですが、サービス業という側面もあるわけですから、喫煙者が喫煙する自由を主張して、その分の対価を支払っているのだと主張することも考えられると思います。その場合、飲食店としては対価を得た分で従業員に手当を支給するという対応でもよいと考えるのか、それとも健康は金銭では償えないと考えるのか、どう考えればよいのでしょうか。

レヴィン 確かにアメリカでもそういう議論はあります。ハワイでも職場禁煙法の緩和を主張する者がいますからそういう議論はあります。職場禁煙法はカリフォルニア、ニューヨーク、オーストラリア、アイルランドなど、さまざまな法域で制定され、人気が高まっています。アイルランドの報告書によれば、制定後1年以内で国民の90%以上がこの法律の政策を支持しています。喫煙者の過半数もそうです。日本の世論調査でも喫煙者の理解が得られているという結果が出ています。しかし、お金をもらっているからいいのではないかという議論が必ず出てきます。でも、タバコには一酸化炭素など多くの有毒ガスが含まれていますから、どこまで、またなぜ労働者が我慢しなければならないのかという根拠はありません。

禁煙法ができた国ではそれで社会が終わるわけではありません。ニューヨーク市ではおしゃれなバーで酒を飲んでいますがそこは禁煙です。この法律は完璧に守られているわけではありませんが、この法律の施行によって経済的に良い影響が出ているのです。問題は、法律によって強制されなければ経営者は自分の店を禁煙にしないということです。自主的に実施した場合、経営者はそれによって客が他の店に流れてしまって売り上げが落ちてしまうことを恐れているのです。でも、包括的な職場禁煙法であれば全員が同時に実施するので問題は起こりません。それに反対している人たちは、自分がタバコ好きか、タバコ産業からお金をもらっている人のどちらかだと思います。

私は日本でタバコ問題に関して最も大きな問題は、受動喫煙の危険性が認識されていないということだと別の機会で発言しています。それは政府がその危険性を十分に説明していないことが原因なのですが、科学的に証明されているのです。肺がんだけでなく、心臓マヒ、喉頭がん、あるいはタバコとは無関係の部分、例えば乳がんの危険性も高まります。なぜ乳がんになる確率の高い場所で働かなければならないのかということを政府はどう説明するのか。アイルランドでもフランスでも飲食店では禁煙になっています。ヨーロッパだけではなく、香港や台湾でもそうなっています。韓国でもそうなると思いますよ。

先生、刑法の観点からして、タバコ産業は殺人を犯していますか。

木村 殺意が認められるかということですね。お金を得るという行為に殺意が加わっているかどうかということが問題ですね。今まではそれはないと考えられてきましたが、先生はどうお考えですか。

レヴィン カネミ油症や水俣病事件では殺意はなかったかもしれませんが、会社としての刑事責任が問われることはあるでしょうね。あるいは明石の花火大会で起きた事故に対しては刑事責任が問われました。アメリカのタバコ産業の場合、彼らはタバコの危険性を理解しながらその種の書類を処分していたのです。日本でそういう書類があるかといえば、私はあると思います。殺人としなくても、刑事責任を問うのは国民を守るのだと思います。問題解決ができれば刑事責任を問わなくてもよいと思いますが、やはり問題を解決するためには刑事責任を問うことが必要だと思います。

アメリカでの RICO に関する裁判は刑事ではなく民事裁判でした。オーストラリアでは刑事裁判の例があります。アメリカ連邦政府は刑事裁判をやめて民事裁判にしようと考えています。つかんでいる証拠の精度が低いからです。しかし将来また元に戻るかもしれません。

木村 先ほどお話しされた RICO のケースでは、殺害に対する共同謀議 (conspiracy) が認められたのですか。それとも何か別の点が会社側に認められたのですか。レヴィン 殺害ではなく詐欺に関する謀議が認められました。この裁判はかなり政治的な影響があって、訴訟が始まったのはクリントン政権だったのですが、その後ブッシュ政権になって検察側に圧力を加えて、賠償金額の適切さとか、差止命令の内容の適切さなど政府の追及が弱まりました。しかし、ケスラー判事の判決文は 1746 ページに渡る超大作で、タバコの歴史やタバコ産業の行ってきたことなどに触れられており、まるで「タバコ白書」のようなものでした。それによると、「マイルド」と「ライト」はまったく安全ではないのに、消費者が自分は安全だと思い込んでしまう名前ですし、子ども向けの広告が多いことを指摘しています。ちなみに、JT やフィリップ・モリスの宣伝は若者向けが多いですね。さらに受動喫煙に対するタバコ産業の対応についても判決文の中で厳しく指摘がされています。

学生 2 外国ではタバコの自動販売機があるのですか。

レヴィン 国によりますね。日本は間違いなく一番です。ドイツが 2 番目でしょうか。日本で自動販売機が多いのは日本が安全な証拠です。60 万台も設置されているのです。夜 11 時から朝 6 時まで電源を切っていますが、これは機械のメンテナンスのためなのでしょうが、若者の喫煙対策だという言い訳をしています。アメリカの州によってはタバコの自動販売機を置いているところがありますが、そもそも 21 歳未満の人が入れないようなバー、ナイトクラブにしか設置を認めないということになっています。ハワイでは完全に禁止されていると思います。オランダには自動販売機がありましたが、タバコの宣伝はごく小さなものに限られていました。

学生 2 日本では喫煙できる年齢制限は法律で定められているにもかかわらず、タバコをどこでも買える状況ですが、どう思われますか。

レヴィン タバコ産業の一番の関心事は新たな喫煙者を見つけることです。20 歳になって初めてタバコを吸う人はニコチン受容の度合いが低いので、ニコチン中毒

になる確率は低いわけです。このことを最もよく知っているのはタバコ産業です。タバコは一度吸い始めるとやめるのが大変です。人にもよりますが、遺伝子によってもやめるのが難しい場合があるようです。コカインなどの麻薬よりも難しいと言われていています。ですので、若者に対してタバコの魅力をアピールして若者が吸い始める。何しろ、自動販売機は塾の入り口にもありますからね。まったく意味がわかりません。自動販売機の宣伝は、タバコを吸うことが楽しい、格好いいものとして描かれており、若者の喫煙を誘引するために作られているとしか考えられません。

それから日本のタバコの価格が財務省によって低く抑えられていることも問題です。ヨーロッパやニューヨークでは1000円ぐらいが普通です。ハワイでは700円ぐらいです。最も有効なタバコ対策は値上げだということを世界銀行が提言しています。日本は物価あるいは賃金に対するタバコの価格は世界的にもトップクラスの安さなのです。値段が上がれば入手が困難になることは明らかです。

学生3 日本でも値上げをしていますが、値上げの仕方が小幅です。外国ではどうなのでしょう。

レヴィン やはり段階的な値上げがよいと言われています。それは一つには低所得者層に急激な負担増とならないように配慮する必要があること。また、密売が横行しないようにすること。実際にはタバコ産業は密売を裏で促進しているのですが、タバコ税が引き上げられるときには、密売の横行を理由に反対しています。

日本はまだまだ安いので倍になってもおかしくないと思いますが、どの程度の値上げがよいのかは、経済学の先生か租税法の先生に聞いてみましょう。

伊川 アメリカのタバコは州によって値段が違いますが、タバコ税が日本と比較して高いのは、その税収がタバコによって被害を受けた人々に対する補償とか喫煙予防などの喫煙対策のために使われているのです。日本の場合には数十円値上がりしただけで大騒ぎしますが、まだまだ安いですね。

さらに日本のタバコは300円程度ですが、そのうちの6割が税金です。たばこ税、地方たばこ税、たばこ特別税と消費税がかかっている。これらの税収は、その一部は地方交付税交付金の原資になっていますが、たばこ特別税は旧国鉄の債務返済に充てられていて、一切環境対策とか健康対策には使われていないのです。

レヴィン そしてタバコ自体は実は非常に安いものなのです。1パットの材料費と

生産費は35円で済みます。しかし、タバコ産業の広告・宣伝費が相当価格に転嫁されているのです。それと商品開発費も相当かかっています。

タバコは純粋な農産物ではありません。化学的に調整して創作されたものなのです。今日の話で一番理解してほしいのはこの点です。最近のアメリカのタバコはニコチン・パンチの度合いが高まりました。しかし、ニコチンの量は変わっていません。さまざまな化学薬品を入れてニコチンの効果が強まるように調整されているのです。また、ニコチン自体は非常にまずいものです。それを抑えるためにいろいろな薬品を入れているのです。ココアやはちみつも入っているものもあるのですよ。

タバコの葉は日本産だけでなく、中国やアフリカ産のものも含まれていますので、かなり安く仕入れているのです。そして葉っぱと枝と茎を混ぜています。なぜ枝や茎が入っているのに全部葉っぱのように見えるのかといいますと、タバコの中身を開けて見てみるとよくわかりますが、まず葉っぱや枝、茎を細かく刻んで水を入れて煮込みます。それに何百種類もの化学薬品を加えて乾燥させます。それを和紙をつくるように紙を作り、色を付けてから細かく刻むのです。だから葉っぱと同じように見えるのです。

このように、タバコ産業は安いコストでタバコを製造し、それを吸わせて人を病気にしたり死に追いやったりしながら儲けているのです。こういうことはほとんど一般の人には知らされていません。私の意見は強すぎるかもしれませんが、この研究を続けている12年の間でいろいろなことを見て驚き、感じてきました。いまだに新たな発見があります。

学生4 配偶者がヘビースモーカーであることが離婚原因になることはあるのでしょうか。

レヴィン もちろんあります。また、子どもの監護権を決める際に喫煙の有無も問題となります。いくつかの法域で、子どもを同乗させながら喫煙することを禁止することが予定されています。子どもの受動喫煙は突然死等の原因になると言われています。子どもには何の責任もないのに。

タバコをやめるグッズや手段はいろいろありますし有効ですが、やはり本人の意識を変えることが先決です。そのためには情報を提供することが有効です。どういう情報が有効かはその人によります。親であれば子どものため。若い女性であれば

皮膚によくないということ。喫煙者と非喫煙者の顔や皮膚を比較すると10歳ぐらいの差があります。皮膚が酸素を吸収できないからなのです。男性であればインボテンツの原因になる。

私はロースクールで学生に対して、自分の健康のことはさておいても、弁護士になりたいのであれば自分のキャリアのためにタバコはやめた方がいいと言っています。日本ではまだそうではありませんが、アメリカではタバコを吸うことはあまりよく思われていません。タバコに依存していて人間的に弱いと見られてしまいます。また、中毒だったとしたら、仕事の能力が低下するか、あるいは裁判の途中で休憩が必要になって依頼者に嫌がられます。私の勧めを受けて、在学中に学内の禁煙支援プログラムを利用してやめた学生もいます。

学生4 国際的に職場禁煙法が整備される方向にあり、日本でも労働安全衛生法に規定を入れるなどの対応が考えられますが、それらが未整備の現段階において、日本でも喫煙所を設置するという動きがあり、仕事の途中でタバコを吸っているという実態があります。しかし、それは休憩時間ではないので給料が払われており、非喫煙者から見れば不公平だという意見が出てきますが、ハワイなどではそういう問題はありましたか。

レヴィン 法整備前に非喫煙者がどのように行動すべきかという点については、例えばレストランなどで禁煙席が喫煙席と隣り合わせであるとか、禁煙席が少ないとか、具体的な声を上げることが必要だと思います。消費者としての立場で自分の好みを主張することが重要です。この点は日本も随分と変わってきました。

次に、職場での喫煙所についてですが、それが安全な場所であればそれ自体はおかしくないと思います。屋内がすべて禁煙になったとしても屋外喫煙所を設けることはおかしくないと思います。喫煙者は敵ではありません。共に問題を解決していくという姿勢が必要です。もちろん最優先されるべきなのは非喫煙者の安全です。職場禁煙規則や法律があれば喫煙量は確実に減ります。昨年、喫煙率が6%も減少した一因は、禁煙となった職場が増えたことだと思います。ただ、そうするとさまざまな不公平の問題が出てきます。例えば保険料。アメリカでは生命保険の保険料は喫煙者かどうかでかなり変わってきます。日本では保険を管轄しているのは財務省です。ですから保険料に差を設けないように行政指導で抑えているのではないで

しょうか。これはかなり不公平です。健康保険でも喫煙者に対する支出の額はずいぶん違います。しかし、これは社会的な問題ですので、共に考えていく姿勢が必要だと思います。ですから、私は適当な喫煙所があっても悪くはないと思います。

従業員がタバコをやめることは、雇用者の利益にもなります。疾病に対する支出も少なくて済むし、火災率も減るし、浪費される時間も少なくて済む。大事な従業員を失わなくて済むことになる。私はかつてハワイ大学のために試算をしたことがあります。禁煙プログラムを実施するために専門家を雇うための支出よりも、従業員がタバコをやめることによって得られる利益の方がはるかに大きいのです。会社が従業員がタバコをやめることを支援するのは、会社にとって（法律上ではなく）倫理的な義務であるとは私は考えています。これにより不公平も解消できると思います。

柳澤 先ほどの質問ではタバコを吸う時間のロスということが言われていましたが、その場合、かなり大きな企業が念頭に置かれていたと思いますが、中小企業で分煙所を設けるとしたらその企業にとってはかなりの経済的な負担になります。そうすると、完全禁煙が望ましいとしても、分煙をする場合には中小企業でのコストという問題が労働の現場では問題になっています。

レヴィン アメリカではこういう問題について経済学や経営学の人たちが研究しています。これについてはさまざまな内容が検討されています。例えば、タバコのヤニや焼け跡が原因で壁のペンキを塗りなおすためのコストがどの程度かといった問題があります。エアコンのフィルターも同じです。ですから、会社にとっては禁煙とすることによって経済的に利益となるのです。お客様のためというよりも、会社自体の利益になるのです。ホテルでも禁煙ルームは安く用意できます。鉄道会社や航空会社でも禁煙にすることによってエアコンのメンテナンス費用が大幅に節約できるのです。これはどちらにとっても有利な状況（win-win situation）ですね。

私は、タバコ問題に関して、大学の中でも、州のレベルでも、またNPOのメンバーとして条約締結を支援する活動にもかかわっています。今日お話しした内容はそのうちのほんの一部で、私の妻にその話をすると「あなたはタバコの話だけで3年間話ができるわね」と煙たがられています（笑）。今日は長時間にわたりご清聴いただきましてありがとうございます。（拍手）

法学におけるタバコ規制の意義と可能性

伊川 本日レヴィン先生からお聞きした内容はみなさんにとってほとんどが初耳であったと思います。他の分野についても同じですが、正しく内容を理解することが大事だと思います。その意味で、本日のレヴィン先生のお話を通じて、タバコについて正しい認識を持つことができたのではないかと思います。

保険の話が出ていましたので、蛇足ですが私のハワイでの経験を付け加えさせていただきます。日本の場合、自動車運転に関して違反をしますと、交通反則金が課され点数が減点されるというしくみですが、アメリカの州では、そういうペナルティに加えてそれが保険料に跳ね返ってくるというシステムがとられているところが多いと聞いています。ですから、タバコの健康被害についても保険料に違いが出てしかるべきだと思うのですが、そのようなことを知らなければそうした認識を持つこともないということになります。これは政府が意図的にそういうことを隠しているのか、そういう制度を作らないのかは知りませんが、そういう点からも新たなご指摘をいただけたのではないかと思います。

改めてレヴィン先生に拍手でもって感謝の意を示したいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)